

貿易関係貿易外取引等に関する省令第九條第一項第八号、第九号及び第十号の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物（経済産業告示第四百十七号）

改 正 案	現 行
<p>貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九條第一項第八号、第九号及び第十号の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物を次のように定め、平成十五年一月二十日から施行する。</p> <p>一〇三（略）</p> <p>四 貿易外省令第九條第一項第十号ハの規定に基づき経済産業大臣が告示で定める貨物は、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一〇五（略）</p> <p>6 輸出令別表第一の一三の項の中欄に掲げる貨物であつて、貨物等省令第十二條第一号ロ、第四号から第十号まで、第十一号から第十九号までのいずれかに該当するもの</p>	<p>貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九條第一項第八号、第九号及び第十号の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物を次のように定め、平成十五年一月二十日から施行する。</p> <p>一〇三（略）</p> <p>四 貿易外省令第九條第一項第十号ハの規定に基づき経済産業大臣が告示で定める貨物は、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一〇五（略）</p> <p>6 輸出令別表第一の一三の項の中欄に掲げる貨物であつて、貨物等省令第十二條第一号ハ、第四号から第十号まで、第十一号から第十九号までのいずれかに該当するもの</p>
7・8（略）	7・8（略）